

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	3	1	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	1	1	1	3	1	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	7	2	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保する。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	7	2	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保する。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和2年3月25日改正 建業第332号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和3年3月11日改正 建業第335号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和2年3月25日改正 建業第332号）に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和3年3月11日改正 建業第335号）に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	3	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条3項ただし書に規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）	1	1	1	10	3	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	13	3	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1	13	3	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	ガイドラインとの整合
						1	1	1	16	6	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸与仕様書によらなければならない。	第3編1-1-5より編入
1	1	1	16	6	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。	1	1	1	16	7	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。	改定に伴う移動
1	1	1	16	7	受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	1	1	1	16	8	受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	16	8	受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。	1	1	1	16	9	受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。	改定に伴う移動
1	1	1	16	9	支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属する。	1	1	1	16	10	支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属する。	改定に伴う移動
1	1	1	26	1	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	基準類の改定に伴う修正
						1	1	1	26	2	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	第3編1-1-12より編入
1	1	1	26	2	受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	1	1	1	26	3	受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	改定に伴う移動

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
										受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	第3編1-1-12より編入
1	1	1	26	3	1	1	1	26	5	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	改定に伴う移動
					1	1	1	26	6	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。	第3編1-1-12より編入
1	1	1	26	4	1	1	1	26	7	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	5	1	1	1	26	8	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の掲示板等を設けなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	6	1	1	1	26	9	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	7	1	1	1	26	10	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	改定に伴う移動
1	1	1	26	8	1	1	1	26	11	受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」(平成4年3月30日設計第496号 静岡県土木部設計検査課長通達)に基づいて、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 (以下省略) なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事もできる。 (以下省略)	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和3年4月版）					新条文（令和3年7月版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	26	9	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	26	12	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	10	受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	1	1	1	26	13	受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	改定に伴う移動
1	1	1	26	11	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	1	1	1	26	14	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	12	受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	1	1	1	26	15	受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	改定に伴う移動
1	1	1	26	13	監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	16	監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	改定に伴う移動
1	1	1	26	14	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	17	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	15	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	1	1	1	26	18	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	16	受注者は、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。	1	1	1	26	19	受注者は、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	17	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	1	1	1	26	20	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	改定に伴う移動

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	26	18	受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し応急措置をとり補修しなければならない。	1	1	1	26	21	受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し応急措置をとり補修しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	19	受注者は、工事現場の一般通行人の見易い場所に工事内容、工事名、工期（終期日）、時間帯、発注者名、受注者名、電話番号を記入した大型の表示板を設置しなければならない。	1	1	1	26	22	受注者は、工事現場の一般通行人の見易い場所に工事内容、工事名、工期（終期日）、時間帯、発注者名、受注者名、電話番号を記入した大型の表示板を設置しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	20	受注者は鉄道または道路等に隣接している場所での工事施工については、飛来落下物に対する安全対策を講じなければならない。	1	1	1	26	23	受注者は鉄道または道路等に隣接している場所での工事施工については、飛来落下物に対する安全対策を講じなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	21	受注者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。 （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における上記保全措置については、第1章1-1-4施工計画書第1項（10）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 （2）上記事実が発生した場合は、第1章1-1-41臨機の措置の規定による。 （3）受注者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。	1	1	1	26	24	受注者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。 （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における上記保全措置については、第1章1-1-4施工計画書第1項（10）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 （2）上記事実が発生した場合は、第1章1-1-41臨機の措置の規定による。 （3）受注者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。	改定に伴う移動
1	1	1	26	22	受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（平成29年6月改正法律第55号）海上衝突予防法（平成15年6月改正法律第63号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは、その写を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	26	25	受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（平成29年6月改正法律第55号）海上衝突予防法（平成15年6月改正法律第63号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは、その写を監督員に提出しなければならない。	改定に伴う移動

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	26	23	受注者は海上で作業をする場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船または作業区域の存在を表す浮標、照明等を海上衝突予防法（平成15年6月改正法律第63号）第11条並びに港長または海上保安部長の指示により設置しなければならない。	1	1	1	26	26	受注者は海上で作業をする場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船または作業区域の存在を表す浮標、照明等を海上衝突予防法（平成15年6月改正法律第63号）第11条並びに港長または海上保安部長の指示により設置しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	26	24	受注者は、航路等で作業船を使用する工事では、他の航行船舶の安全を図るために見張り人を配置しなければならない。	1	1	1	26	27	受注者は、航路等で作業船を使用する工事では、他の航行船舶の安全を図るために見張り人を配置しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	30	6	<p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工食用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工食用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	1	1	1	30	6	<p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工食用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工食用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
					1	1	1	32	2	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	第3編1-1-13より編入
1	1	1	32	2	1	1	1	32	3	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	32	3	1	1	1	32	4	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成6年5月10日設計第44号）に従うものとする。	改定に伴う移動
1	1	1	32	4	1	1	1	32	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
1	1	1	32	5	1	1	1	32	6	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	改定に伴う移動
1	1	1	32	6	1	1	1	32	7	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	改定に伴う移動
					1	1	1	32	8	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	第3編1-1-13より編入
1	1	1	32	7	1	1	1	32	9	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	改定に伴う移動
1	1	1	32	8	1	1	1	32	10	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	改定に伴う移動
1	1	1	32	9	1	1	1	32	11	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	32	10	1	1	1	32	12	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	32	11	1	1	1	32	13	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	改定に伴う移動

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	32	12	(1) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和元年9月改正政令第109号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和元年6月改正法律第37号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 表1-3(省略)	1	1	1	32	14	(1) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和2年6月改正政令第181号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 表1-3(省略)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	13	受注者は、安全管理については、以下によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、安全管理を実施しなければならない。 (以下省略)	1	1	1	32	15	受注者は、安全管理については、以下によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、安全管理を実施しなければならない。 (以下省略)	改定に伴う移動
1	1	1	32	14	受注者は、道路工事保安施設設置基準(案)により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。	1	1	1	32	16	受注者は、「道路工事保安施設設置基準(案)」により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	32	15	受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。	1	1	1	32	17	受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	32	16	受注者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準(案)」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-1を参考に標識を作成しなければならない。	1	1	1	32	18	受注者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準(案)」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-1を参考に標識を作成しなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	32	17	受注者は、現道拡幅等の工事で仮区画線の施工にあつては、現地の地理的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ設計図書に関して監督員と協議するものとする。	1	1	1	32	19	受注者は、現道拡幅等の工事で仮区画線の施工にあつては、現地の地理的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ設計図書に関して監督員と協議するものとする。	改定に伴う移動
1	1	1	34	1	(1) 地方自治法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	34	1	(1) 地方自治法(令和3年2月改正法律第5号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(4) 労働基準法(平成30年7月改正法律第71号)	1	1	1	34	1	(4) 労働基準法(令和2年3月改正法律第14号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(8) 雇用保険法(平成30年7月改正法律第71号)	1	1	1	34	1	(8) 雇用保険法(令和2年6月改正法律第54号)	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	34	1	(9) 労働者災害補償保険法 (平成30年5月改正法律第31号)	1	1	1	34	1	(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正法律第40号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(10) 健康保険法 (令和元年5月改正法律第9号)	1	1	1	34	1	(10) 健康保険法 (令和2年6月改正法律第52号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(11) 中小企業退職金共済法 (令和元年5月改正法律第16号)	1	1	1	34	1	(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正法律第40号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	34	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正法律第14号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年12月改正法律第102号)	1	1	1	34	1	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正法律第63号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(14) 道路法 (平成30年3月改正法律第6号)	1	1	1	34	1	(14) 道路法 (令和2年6月改正法律第49号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(15) 道路交通法 (令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	34	1	(15) 道路交通法 (令和2年6月改正法律第52号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(16) 道路運送法 (令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	34	1	(16) 道路運送法 (令和2年6月改正法律第36号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(17) 道路運送車両法 (令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	34	1	(17) 道路運送車両法 (令和2年3月改正法律第5号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(23) 港湾法 (令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	34	1	(23) 港湾法 (令和2年6月改正法律第49号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(28) 航空法 (令和元年6月改正法律第38号)	1	1	1	34	1	(28) 航空法 (令和2年6月改正法律第61号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(30) 軌道法 (平成29年6月改正法律第45号)	1	1	1	34	1	(30) 軌道法 (令和2年6月改正法律第41号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(31) 森林法 (平成30年6月改正法律第35号)	1	1	1	34	1	(31) 森林法 (令和2年6月改正法律第41号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(33) 火薬類取締法 (平成27年6月改正法律第50号)	1	1	1	34	1	(33) 火薬類取締法 (令和元年6月改正法律第37号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(34) 大気汚染防止法 (令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	34	1	(34) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正法律第39号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(40) 文化財保護法 (平成30年6月改正法律第42号)	1	1	1	34	1	(40) 文化財保護法 (令和2年6月改正法律第41号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(42) 電気事業法 (平成30年6月改正法律第41号)	1	1	1	34	1	(42) 電気事業法 (令和2年6月改正法律第49号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(45) 建築基準法 (令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	34	1	(45) 建築基準法 (令和2年6月改正法律第43号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法 (平成30年7月改正法律第71号)	1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法 (令和2年6月改正法律第40号)	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	34	1	(70) 所得税法 (令和元年6月改正法律第28号)	1	1	1	34	1	(70) 所得税法 (令和2年3月改正法律第8号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(72) 船員保険法 (令和元年5月改正法律第9号)	1	1	1	34	1	(72) 船員保険法 (令和2年6月改正法律第52号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(73) 著作権法 (平成30年7月改正法律第72号)	1	1	1	34	1	(73) 著作権法 (令和2年6月改正法律第48号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(74) 電波法 (令和元年6月改正法律第23号)	1	1	1	34	1	(74) 電波法 (令和2年4月改正法律第23号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年6月改正法律第20号)	1	1	1	34	1	(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正法律第42号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正法律第45号)	1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正法律第14号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(77) 農薬取締法 (平成30年6月改正法律第53号)	1	1	1	34	1	(77) 農薬取締法 (令和元年12月改正法律第62号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正法律第67号)	1	1	1	34	1	(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正法律第42号)	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(84) 地方税法 (平成31年3月改正法律第2号)	1	1	1	34	1	(84) 地方税法 (令和3年2月改正法律第5号)	基準類の改定に伴う修正
						1	1	1	37	3	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	第3編1-1-14より編入
1	1	1	37	3	受注者は、用地幅杭、測量標 (仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	37	4	受注者は、用地幅杭、測量標 (仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	37	4	受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	37	5	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	改定に伴う移動
1	1	1	37	5	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	1	1	1	37	6	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	改定に伴う移動

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	39	3	1	1	1	39	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和2年6月改正法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	40	5	1	1	1	40	5	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	44	1	1	1	44	1	1	（5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）（令和元年6月改正法律第20号）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。	（5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）（令和2年6月改正法律第42号）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	45	2	1	1	1	45	2	電子納品の運用に当たっては「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県 平成31年3月）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき行う。	電子納品の運用に当たっては「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県 令和3年4月）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき行う。	基準類の改定に伴う修正
1	2	2	0	0	1	2	2	0	0	国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	基準類の改定に伴う修正
1	2	3	4	3	1	2	3	4	3	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	表記修正
1	3	2	0	0	1	3	2	0	0	土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）	土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）	基準類の改定に伴う修正
1	3	2	0	0	1	3	2	0	0	土木学会 鉄筋継手指針（その2）－鉄筋のエンクローズ溶接継手（昭和59年10月）	（削除）	基準類の改定に伴う修正
1	3	3	3	1	1	3	3	3	1	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
					1	3	3	4	0	3-3-4 銘板	新規追加
					1	3	3	4	1	受注者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項及び設置位置等は、設計図書に明記がない場合には本規定によるものとする。	新規追加
					1	3	3	4	2	銘板を設置する構造物は、プレキャスト製品を除いた以下の構造物とする。 (1) 樋門・樋管、排水機場、水門 (2) ダム、堰 (3) 砂防えん堤 (4) トンネル、コンクリートシェッド (5) 鉄筋コンクリート擁壁 (H=5m以上) (6) ボックスカルバート (内空断面積A=25㎡以上) (7) 橋梁	新規追加
					1	3	3	4	3	技術者の誇りとやりがいを伝え、建設業界の将来の担い手確保のつなげるため、銘板の記載事項は以下のとおりとする。 (1) 構造物名称 (2) 完成年月日 (3) 管理者名 (土木事務所等) (4) 諸元 (幅、高さ、長さ等) (5) 設計会社名、管理技術者名 (6) 施工会社名、監理 (主任) 技術者名 工事関係技術者名の記載にあたっては、本人の了解が得られなかった場合は記載しないこととし、記載事項については監督員の指示によらなければならない。	新規追加
					1	3	3	4	4	工事銘板の材質、寸法は以下のとおりとする。 (1) 材質 鋳物用銅合金地金 (JIS H 2202) (2) 寸法 縦200mm、横300mm、厚13mm (板厚8mm、字厚5mm) を標準とし、大きさは文字数により適宜変更可能とする。 なお、詳細については監督員と協議しなければならない。	新規追加

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由																											
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文																										
					1	3	3	4	5	大衆が容易に見られる場所に設置することを標準とし、設置場所については監督員の指示によらなければならない。	新規追加																										
					1	3	3	4	6	砂防えん堤は第8編1-11-5銘板工の規定により堤名板を、トンネルは第10編6-8-6銘板工の規定により表示板を、橋梁は「静岡県橋梁設計要領」橋歴板の規定により橋歴板を設置するものとするが、記載事項は本規定により実施するものとする。	新規追加																										
					1	3	3	4	7	受注者は、銘板の設置に際し、盗難防止対策を実施しなければならない。	新規追加																										
										<p><銘板記載例></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">○○○種門</p> <p style="text-align: center;">20○○年○○月</p> <p style="text-align: center;">静岡県○○土木事務所</p> <p>申 m 高 m</p> <p>長 m</p> <p>設計 ○○○ コンサルタント㈱</p> <p>管理技術者 ○○○○</p> <p>施工 ○○○建設㈱</p> <p>監理技術者 ○○○○</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">○○ 砂防事業</p> <p style="text-align: center;">○○川 ○○○えん堤</p> <p>施工年度 令和○○～○○年</p> <p>高さ m 長さ m</p> <p>設計 ○○○ コンサルタント㈱</p> <p>管理技術者 ○○○○</p> <p>施工 ○○○建設㈱</p> <p>監理技術者 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">静 岡 県</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">○○○○トンネル</p> <p style="text-align: center;">20○○年○○月</p> <p style="text-align: center;">静 岡 県</p> <p>延長 m 幅 m</p> <p>高さ m</p> <p>設計 ○○○ コンサルタント㈱</p> <p>管理技術者 ○○○○</p> <p>施工 ○○○建設㈱</p> <p>監理技術者 ○○○○</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">○○ 橋</th> <th style="width: 50%;">河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋 長○○m</td> <td>主要素材</td> </tr> <tr> <td>スパン 数○○m*○○m</td> <td>コンクリート ○○m3</td> </tr> <tr> <td>橋 高○○m</td> <td>鋼材 S44SDS ○○○t</td> </tr> <tr> <td>注 意 点○○</td> <td>1405 ○○1</td> </tr> <tr> <td>竣工年月2014年9月</td> <td>1045 ○○1</td> </tr> <tr> <td>適用規方式(平成24年3月)</td> <td>建設省規</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: small;">(上欄工) 鋼(管)埋設管管架台設置取付場</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: small;">式 (下欄工) 既橋欄・架(式)欄台・架(式)欄脚</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業主体 静岡県○○土木事務所</td> </tr> <tr> <td>設 計 ○○○設計(株)</td> <td>管理技術者 ○○○○</td> </tr> <tr> <td>施 工 (上欄工)○○○社</td> <td>監理技術者 ○○○○</td> </tr> <tr> <td>(下欄工)○○○社</td> <td>監理技術者 ○○○○</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	○○ 橋	河川名	橋 長○○m	主要素材	スパン 数○○m*○○m	コンクリート ○○m3	橋 高○○m	鋼材 S44SDS ○○○t	注 意 点○○	1405 ○○1	竣工年月2014年9月	1045 ○○1	適用規方式(平成24年3月)	建設省規	(上欄工) 鋼(管)埋設管管架台設置取付場		式 (下欄工) 既橋欄・架(式)欄台・架(式)欄脚		事業主体 静岡県○○土木事務所		設 計 ○○○設計(株)	管理技術者 ○○○○	施 工 (上欄工)○○○社	監理技術者 ○○○○	(下欄工)○○○社	監理技術者 ○○○○	新規追加
○○ 橋	河川名																																				
橋 長○○m	主要素材																																				
スパン 数○○m*○○m	コンクリート ○○m3																																				
橋 高○○m	鋼材 S44SDS ○○○t																																				
注 意 点○○	1405 ○○1																																				
竣工年月2014年9月	1045 ○○1																																				
適用規方式(平成24年3月)	建設省規																																				
(上欄工) 鋼(管)埋設管管架台設置取付場																																					
式 (下欄工) 既橋欄・架(式)欄台・架(式)欄脚																																					
事業主体 静岡県○○土木事務所																																					
設 計 ○○○設計(株)	管理技術者 ○○○○																																				
施 工 (上欄工)○○○社	監理技術者 ○○○○																																				
(下欄工)○○○社	監理技術者 ○○○○																																				
1	3	5	2	3	1	3	5	2	3	受注者は、 ごみ 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	表記修正																										
1	3	5	4	2	1	3	5	4	2	<p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよい。</p> <p>その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表3-2 計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正																										
										<p>(4) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。</p> <p>その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表3-2 計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p>																											

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	3	5	4	2	(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよい。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよい。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用する。	1	3	5	4	3	(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用する。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	(3) 受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。	1	3	5	4	3	(3) 受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。 やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とする。	1	3	5	4	3	(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。 やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とする。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。	1	3	5	4	3	(6) 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	(7) 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	1	3	5	4	3	(7) 受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	(8) ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	1	3	5	4	3	(8) ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	(9) 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	1	3	5	4	3	(9) 受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
1	3	6	4	11	受注者は、コンクリートの仕上り面が一区画でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	1	3	6	4	11	受注者は、コンクリートの仕上り面が一区画でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の一層の高さを定めなければならない。	表記修正
1	3	6	4	14	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。	1	3	6	4	14	受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。	表記修正
1	3	6	5	3	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	1	3	6	5	3	受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	表記修正
1	3	7	4	3	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議しなければならない。	1	3	7	4	3	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサを使用する場合は監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	7	5	3	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	1	3	7	5	3	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
										(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	新規追加
					1	3	7	5	9	①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。	新規追加
					1	3	7	5	9	②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示したうえで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	新規追加
					1	3	7	5	9	(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を工事監理連絡会等を利用し、設計者に確認したうえで適用すること。	新規追加
1	3	10	2	4	1	3	10	2	4	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	10	3	5	1	3	10	3	5	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3-4の値以上とするのを標準とする。 なお、表3-4の養生期間の後、されに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。	基準類の改定に伴う修正
1	3	13	3	4	1	3	13	3	4	(2) 受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練混ぜる。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	3	13	3	4	(5) 受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。	1	3	13	3	4	(5) 受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	13	3	5	ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理 (1) 受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	1	3	13	3	5	ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理 (1) 受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	14	2	1	(1) 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。	1	3	14	2	1	(1) 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	14	3	5	(1) 受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	(1) 受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練混ぜなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	14	3	5	(3) 受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	(3) 受注者は、モルタルミキサー1バッチの練混ぜを、ミキサーの定められた練混ぜ容量に適した量で練混ぜなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	17	1	1	(5) 超音波探傷器による試験は、(社)日本非破壊検査協会「NDISO601非破壊検査技術認定規定」による2種以上に認定された有資格者が実施するものとする。	1	3	17	1	1	(5) 非破壊試験による測定を実施する場合には、測定者は測定機器の操作方法及びその評価方法について十分な知識を有する者とする。 なお、資格等(講習会の受講等を含む)を有する必要がある測定機器を使用する場合は、当該資格等を有するものとする。	実態に合わせ修正
2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和元年6月改正政令第19号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年4月改正政令第148号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	基準類の改定に伴う修正
3	1	1	1	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする。	3	1	1	1	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-2用語の定義の規定によるものとする。	第1編との重複により修正
3	1	1	1	2	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。						(削除)	第1編との重複により修正
3	1	1	1	3	検査とは、静岡県建設工事検査要領に基づき行う。						(削除)	第1編との重複により修正
3	1	1	5	1	土木工事にあつては、第1編共通編の1-1-16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	5	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-16支給材料及び貸与品の規定によるものとする。	第1編との重複により修正
3	1	1	5	2	受注者は、貸与機械の使用にあつては、別に定める請負工事用建設機械無償貸与仕様書によらなければならない。						(削除)	第1編1-1-16へ移動
3	1	1	9	1	受注者は、当初設計金額が1億円以上及び低入札価格調査対象工事の場合には、次の各号によるものとする。	3	1	1	9	1	受注者は、当初請負金額が1億円以上及び低入札価格調査対象工事の場合には、次の各号によるものとする。	表記修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	1	1	11	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-23施工管理の規定による。	3	1	1	11	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-23施工管理の規定によるものとする。	表記修正
3	1	1	12	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	12	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-26工事中の安全確保の規定によるものとする。	第1編との重複により修正
3	1	1	12	2	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。						(削除)	第1編1-1-26へ移動
3	1	1	12	3	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。						(削除)	第1編1-1-26へ移動
3	1	1	12	4	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。						(削除)	第1編1-1-26へ移動
3	1	1	13	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	13	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-32交通安全管理の規定によるものとする。	第1編との重複により修正
3	1	1	13	2	受注者は、設計図書において指定された工食用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工食用道路の維持管理及び補修を行うものとする。						(削除)	第1編1-1-32へ移動
3	1	1	13	3	受注者は、指定された工食用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。						(削除)	第1編1-1-32へ移動
3	1	1	14	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	14	1	土木工事にあつては、第1編の1-1-37工事測量の規定によるものとする。	第1編との重複により修正
3	1	1	14	2	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。						(削除)	第1編1-1-37へ移動
3	2	2	0	0	日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	国土交通省 道路標識設置基準（令和元年10月）	3	2	2	0	0	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
3	2	2	0	0	厚生労働省「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成29年6月)	3	2	2	0	0	厚生労働省「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(令和2年7月)	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	4	14	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	3	2	3	4	14	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	1	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	3	2	3	6	1	受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	2	受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	3	2	3	6	2	受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	12	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、 磷酸塩被覆法 などによる錆止めを施さなければならない。	3	2	3	6	12	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、 リン酸塩被覆法 などによる錆止めを施さなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	25	1	受注者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 1. 銘板及び表示板の材質は鋳物用銅合金地金(JIS H 2202)とする。	3	2	3	25	1	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法は縦200mm、横300mm、厚13mm(板厚8mm、字厚5mm)とする。記載事項は図2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	25	2	2. 表示板の大きさは縦200mm*横300mm、板厚8mm、字厚5mmの計13mmとする。						(削除)	
3	2	3	25	3	3. 表示板の取付場所は次のとおりとする。 (1) 樋門・樋管 階段設置側の門柱外面とし、高さは図2-2のとおりとする。						(削除)	

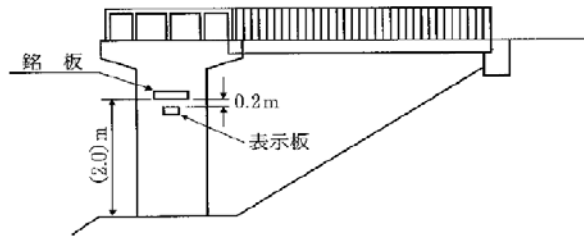
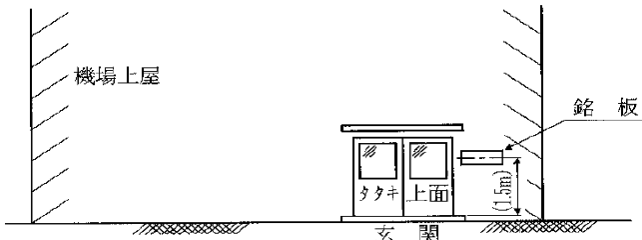
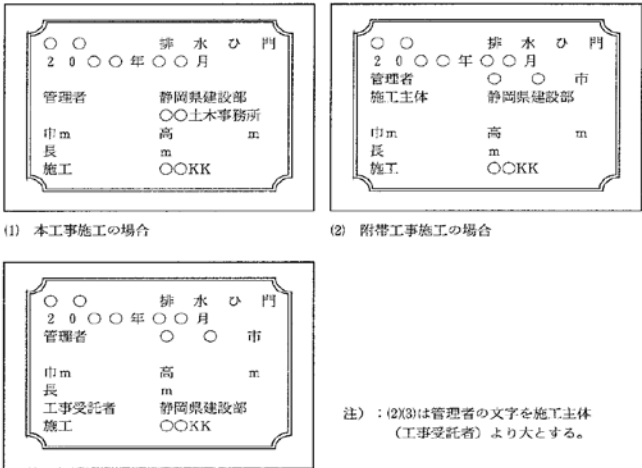



図2-2 樋門・樋管の銘板及び表示板の取付場所

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)							
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
3	2	3	25	3	<p>(2) 排水機場 排水機场上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図2-3のとおりとする。 吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。</p>  <p>図2-3 排水機場の銘板及び表示板の取付場所</p>						(削除)	
3	2	3	25	4	<p>4. 銘板及び表示板の記載事項は図2-4のとおりとする。</p>  <p>図2-4 記載事項</p>	3	2	3	25	1	 <p>図2-2 銘板の記載事項</p>	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	3	31	16	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3	2	3	31	16	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	誤記の修正
3	2	3	31	17	(2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図2-5のとおり記録しなければならない。 (省略) 図2-5	3	2	3	31	17	(2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図2-3のとおり記録しなければならない。 (省略) 図2-3	改定に伴う移動
3	2	4	4	21	(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	3	2	4	4	21	(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	4	25	(1) 受注者は、設計図書に中掘り工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「基礎杭施工便覧（社）日本道路協会 平成27年3月」の表-参3.1に示されたセメントミルク攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。なお施工に当たっては、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C=60～70%）を噴出（低圧の場合：1N/mm ² 以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm ² 以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理しなければならない。	3	2	4	4	25	(1) 受注者は、設計図書に中掘り工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会 令和2年9月」の表-参3.1に示されたセメントミルク攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。なお施工にあたっては、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C=60～70%）を噴出（低圧の場合：1N/mm ² 以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm ² 以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	4	5	10	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、 スペーサー を同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向3m間隔程度以下で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。	3	2	4	5	10	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、 スペーサ を同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向3m間隔程度以下で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	9	11	(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (または同等以上の検定試験) に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が 6ヵ月 以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (またはこれと同等以上の検定試験) に合格した者 でなければならない 。	3	2	4	9	11	(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (または同等以上の検定試験) に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が 6ヶ月 以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (またはこれと同等以上の検定試験) に合格した者 で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない 。	基準類の改定に伴う修正
3	2	5	1	5	図2-6 谷積	3	2	5	1	5	図2-4 谷積	改定に伴う移動
3	2	5	3	8	図2-7 コンクリートブロック工	3	2	5	3	8	図2-5 コンクリートブロック工	改定に伴う移動
3	2	5	3	11	受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。設計図書に示された場合を除き、 図2-8 によるものとする。 (省略) 図2-8 コンクリートブロックの鉄筋継手	3	2	5	3	11	受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。設計図書に示された場合を除き、 図2-6 によるものとする。 (省略) 図2-6 コンクリートブロックの鉄筋継手	改定に伴う移動
3	2	6	7	1	(2) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、 1層 の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	7	1	(2) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、 一層 の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	表記修正
3	2	6	7	3	(9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1層 の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	7	3	(9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 一層 の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	表記修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	6	7	3	(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、 1層 の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmすることができる。	3	2	6	7	3	(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、 一層 の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	表記修正
3	2	6	7	3	(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 2層 以上に施工する場合の縦継目の位置を 1層 仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7	3	(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 二層 以上に施工する場合の縦継目の位置を 一層 仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	表記修正
3	2	6	7	4	(9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、 ミキサ での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	3	2	6	7	4	(9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、 ミキサー での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	7	4	(10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	3	2	6	7	4	(10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時 (出荷時) の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	実態に合わせ修正
3	2	6	7	4	(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、または、 1層 の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、または、 一層 の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、混合物の温度を決定するものとする。	表記修正
3	2	6	7	7	(2) 受注者は、路盤の仕上り厚が 2層 以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。	3	2	6	7	7	(2) 受注者は、路盤の仕上り厚が 二層 以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。	表記修正
3	2	6	11	6	(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m ² の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m ² の割合で 1層 を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に 1層 目の上に同じ要領によって 2層 目を塗布するものとする。	3	2	6	11	6	(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m ² の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m ² の割合で 一層 を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に 一層 目の上に同じ要領によって 二層 目を塗布するものとする。	表記修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	6	11	6	(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、 2層 目の施工後12時間以上養生しなければならない。	3	2	6	11	6	(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、 二層 目の施工後12時間以上養生しなければならない。	表記修正
3	2	6	11	9	(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の 重量 などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	2	6	11	9	(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の 質量 などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	11	11	(2) ミキサ 排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	3	2	6	11	11	(2) ミキサー 排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	12	1	(1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、 1層 の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	12	1	(1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、 一層 の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	表記修正
3	2	6	12	3	(9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 1層 の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	12	3	(9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 一層 の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	表記修正
3	2	6	12	3	(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、 1層 の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmすることができる。	3	2	6	12	3	(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、 一層 の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmすることができる。	表記修正
3	2	6	12	3	(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 2層 以上に施工する場合の縦継目の位置を 1層 仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1 m以上ずらさなければならない。	3	2	6	12	3	(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 二層 以上に施工する場合の縦継目の位置を 一層 仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1 m以上ずらさなければならない。	表記修正
3	2	6	12	4	(9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、 ミキサ での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	3	2	6	12	4	(9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、 ミキサー での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
3	2	6	12	4	(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、または、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	12	4	(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、または、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、混合物の温度を決定するものとする。	表記修正
3	2	6	12	8	(1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強度練りミキサまたは可般式ミキサを使用しなければならない。	3	2	6	12	8	(1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサーまたは可傾式ミキサーを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	12	13	(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	3	2	6	12	13	(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサーとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	18	12	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。 また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	2	6	18	12	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のごみ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。 また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。	表記修正
3	2	9	3	6	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。	3	2	9	3	6	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ごみを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。	表記修正
3	2	9	9	1	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、ゴミを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	3	2	9	9	1	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、ごみを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	表記修正
3	2	10	15	2	受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサを用いなければならない。	3	2	10	15	2	受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		
3	2	10	16	10	3	2	10	16	10	基準類の改定に伴う修正	
										<p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3 mg/m³以下とし、掘削断面積が小さいため、3 mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3 mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p>	<p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2 mg/m³以下とし、掘削断面積が小さいため、2 mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2 mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p>
3	2	12	2	7	3	2	12	2	7	基準類の改定に伴う修正	
										<p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</p>	<p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延長等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</p>
3	2	14	2	6	3	2	14	2	6	改定に伴う移動	
										図2-9 耳芝	
3	2	14	3	9	3	2	14	3	9	表記修正	
										<p>受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。</p>	<p>受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。</p>
3	2	14	4	18	3	2	14	4	18	表記修正	
										<p>受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。</p>	<p>受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。</p>
3	2	14	5	3	3	2	14	5	3	表記修正	
										<p>受注者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。</p>	<p>受注者は、施肥の施工に支障となるごみ等を撤去した後、施工しなければならない。</p>
3	2	15	3	3	3	2	15	3	3	表記修正	
										<p>受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。</p>	<p>受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。</p>

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
3	2	15	3	10	受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、 2段 までとしなければならない。	3	2	15	3	10	受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、 二段 までとしなければならない。	表記修正
3	2	17	2	1	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成30年6月改正法律第53号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正法律第62号）に基づくものでなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	17	3	2	受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行わなければならない。 なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	3	2	17	3	2	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行わなければならない。 なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	17	3	4	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。	3	2	17	3	4	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（除根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。	実態に合わせ修正
3	2	17	3	16	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄または シュロ縄 で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	3	2	17	3	16	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄または しゅろ縄 で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	表記修正
3	2	17	3	17	受注者は、支柱の設置については、くらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き しゅろなわ を用いて動かぬよう結束しなければならない。	3	2	17	3	17	受注者は、支柱の設置については、くらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き しゅろ縄 を用いて動かぬよう結束しなければならない。	表記修正
3	2	17	3	20	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や ゴミ 等の除去及び除草を行わなければならない。	3	2	17	3	20	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や ごみ 等の除去及び除草を行わなければならない。	表記修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	18	2	1	(4) 受注者は、 スペーサー については、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外の スペーサー を使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 スペーサー は、1㎡ 当たり 4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	3	2	18	2	1	(4) 受注者は、 スペーサ については、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外の スペーサ を使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 スペーサ は、1㎡ あたり 4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	基準類の改定に伴う修正
6	1	12	2	3	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、 杭の中心点を用地境界線上に一致させ 、文字「静岡県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	6	1	12	2	3	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、 杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ 、文字「静岡県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	実態に合わせ修正
6	1	13	3	2	受注者は、単管の場合には、 スペーサー 等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	6	1	13	3	2	受注者は、単管の場合には、 スペーサ 等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（ 令和元年7月 ）	6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（ 令和3年3月 ）	基準類の改定に伴う修正
6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（ 平成29年3月 ）	6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（ 令和元年10月 ）	基準類の改定に伴う修正
6	3	8	4	3	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、 杭の中心点を用地境界線上に一致させ 、文字「静岡県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	6	3	8	4	3	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、 杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ 、文字「静岡県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	実態に合わせ修正
6	3	8	5	1	銘板及び表示板の材質は 黄銅合金 （JIS H 2202）とする。	6	3	8	5	1	銘板及び表示板の材質は 鋳物用黄銅合金地金 （JIS H 2202）とする。	基準類の改定に伴う修正

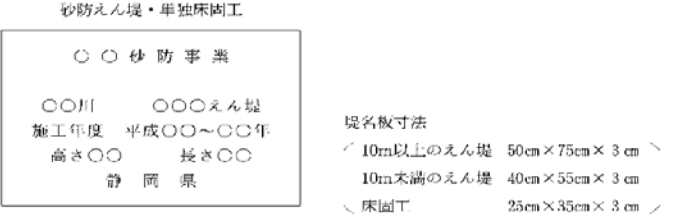
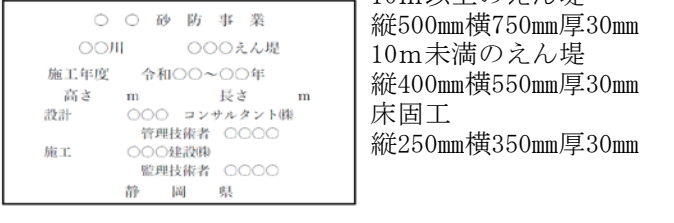
令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
6	3	8	5	4	銘板及び表示板の記載事項は図3-4のとおりとする。	6	3	8	5	4	銘板及び表示板の記載事項は図3-4のとおりとする。	基準類の改定に伴う修正
					<p>(1) 本工事施工の場合</p> <p>(2) 附帯工事施工の場合</p> <p>(3) 受託工事の場合</p> <p>注：(2)(3)は管理者の文字を施工主体(工事受託者)より大とする。</p>							
6	4	2	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成29年3月)	6	4	2	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)	基準類の改定に伴う修正
6	4	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	6	4	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは、「機械工事共通仕様書 (案)」(国土交通省、令和元年7月)の規定による。	6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは、「機械工事共通仕様書 (案)」(国土交通省、令和3年3月)の規定による。	基準類の改定に伴う修正
6	5	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	6	5	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
6	6	2	0	1	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (平成27年2月)	6	6	2	0	1	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (令和2年1月)	基準類の改定に伴う修正
6	8	5	2	1	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	6	8	5	2	1	受注者は、抜き取り (除根) した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	実態に合わせ修正
6	8	5	2	3	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	6	8	5	2	3	受注者は、人力により雑草の抜き取り (除根) を施工しなければならない。	実態に合わせ修正
6	8	6	4	13	受注者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6	8	6	4	13	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤字修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
6	9	2	0	1	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (平成27年2月)	6	9	2	0	1	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (令和2年1月)	基準類の改定に伴う修正
6	9	8	3	5	素地調整程度第1種を行った場合の下塗りの施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	6	9	8	3	5	素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	誤字修正
7	1	13	4	3	受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「静岡県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	7	1	13	4	3	受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「静岡県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	実態に合わせ修正
7	2	4	5	1	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	7	2	4	5	1	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	表記修正
8	1	8	4	7	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40~50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	8	1	8	4	7	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の一層の厚さが、40~50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	表記修正
8	1	8	4	17	受注者は、砂防ソイルセメントを使用する場合は、巻末の特記仕様書の規定によるものとする。	8	1	8	4	16	受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」(砂防・地すべり技術センター、平成28年9月)、「原位置攪拌混合固化工法(ISM工法)設計・施工マニュアル第1回改訂版」(先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月)の規定による。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
8	1	11	4	3	受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「静岡県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	8	1	11	4	3	受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「静岡県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	実態に合わせ修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
8	1	11	5	2	<p>堤名板の寸法及び記載事項は図1-1のとおりとする。</p> 	8	1	11	5	2	<p>堤名板の寸法及び記載事項は図1-1のとおりとする。</p> 	基準類の改定に伴う修正
9	1	4	6	2	<p>受注者は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法) によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合はすみやかに監督員へ報告しなければならない。</p>	9	1	4	6	2	<p>受注者は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) によりミキサーの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合はすみやかに監督員へ報告しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正
9	1	4	6	3	<p>受注者は、コンクリートの練りませにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。</p>	9	1	4	6	3	<p>受注者は、コンクリートの練りませにあたっては、バッチミキサーを用いなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正
9	1	4	6	4	<p>ミキサは、練り上がりコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさないものとする。</p>	9	1	4	6	4	<p>ミキサーは、練り上がりコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさないものとする。</p>	基準類の改定に伴う修正
9	1	4	6	5	<p>受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法) により試験を行ったうえで決定しなければならない。</p>	9	1	4	6	5	<p>受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) により試験を行ったうえで決定しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正
9	1	4	6	5	<p>(1) 可傾式ミキサの練りませ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。</p>	9	1	4	6	5	<p>(1) 可傾式ミキサーの練りませ時間は、ミキサー内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。</p>	基準類の改定に伴う修正
9	1	4	6	5	<p>表1-1 ミキサの標準最小練りませ時間</p>	9	1	4	6	5	<p>表1-1 ミキサーの標準最小練りませ時間</p>	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
9	1	4	6	5	(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法) により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合はすみやかに監督員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	5	(2) 受注者は、強制練りミキサーを用いる場合は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合はすみやかに監督員へ報告しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
9	1	4	6	7	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	9	1	4	6	7	受注者は、ミキサー内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	基準類の改定に伴う修正
9	1	4	6	8	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	9	1	4	6	8	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサーを清掃し、ミキサー内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
9	1	4	9	7	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下になるように打込まなければならない。	9	1	4	9	7	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の一層の厚さが、40～50cm以下になるように打込まなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	1	2	0	1	国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	10	1	2	0	1	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月)	基準類の改定に伴う修正
10	2	2	0	1	国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)	10	2	2	0	1	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)	基準類の改定に伴う修正
10	2	9	1	3	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	2	9	2	8	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	8	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和3年4月版）					新条文（令和3年7月版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
10	2	11	3	10	10	2	11	3	10	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	表記修正
10	2	11	3	13	10	2	11	3	13	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	表記修正
10	2	11	3	14	10	2	11	3	14	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束する。	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束する。	表記修正
10	2	11	3	16	10	2	11	3	16	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	表記修正
10	2	12	3	1	10	2	12	3	1	受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字（静岡県）が内側（官地側）になるようにしなければならない。	実態に合わせ修正
10	3	2	0	1	10	3	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和27年3月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	基準類の改定に伴う修正
10	3	2	0	1	10	3	2	0	1	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	基準類の改定に伴う修正
10	3	2	0	1	10	3	2	0	1	日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）	日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	基準類の改定に伴う修正
10	3	8	9	4	10	3	8	9	4	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

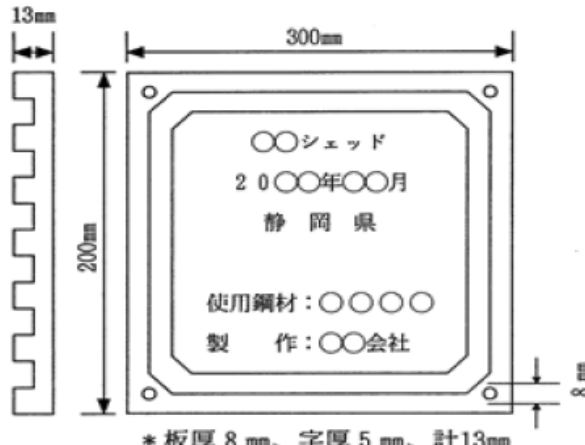
令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	3	8	11	2	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	4	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	10	4	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
10	4	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(平成27年3月)	10	4	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(令和2年10月)	基準類の改定に伴う修正
10	4	3	1	2	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	10	4	3	1	2	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。	基準類の改定に伴う修正
10	5	2	0	1	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(平成6年2月)	10	5	2	0	1	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
10	5	2	0	1	日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧(平成10年1月)	10	5	2	0	1	日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧(令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
10	6	2	0	1	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成29年6月)	10	6	2	0	1	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(令和2年7月)	基準類の改定に伴う修正
10	6	4	6	1	受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配慮し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm(一目以上)以上重ね合わせなければならない。	10	6	4	6	1	受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配慮し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm(一目以上)以上重ね合わせなければならない。	表記修正
10	6	8	6	2	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用黄銅合金地金)とし、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。	10	6	8	6	2	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用黄銅合金地金)とし、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
10	6	8	6	2		10	6	8	6	2		基準類の改定に伴う修正
10	7	2	0	1	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	10	7	2	0	1	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
10	7	2	0	1	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)	10	7	2	0	1	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
10	7	2	0	1	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)	10	7	2	0	1	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
10	8	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	10	8	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
10	8	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (平成27年3月)	10	8	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年10月)	基準類の改定に伴う修正
10	8	2	0	1	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	10	8	2	0	1	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
10	8	2	0	1	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)	10	8	2	0	1	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
10	8	3	1	2	受注者は、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	10	8	3	1	2	受注者は、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
10	8	7	5	1	受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図8-1によらなければならない。	10	8	7	5	1	受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	8	7	5	1	 <p style="text-align: center;">*板厚 8 mm、字厚 5 mm、計13mm</p> <p style="text-align: center;">図 8 - 1 銘板</p>					(削除)	基準類の改定に伴う修正	
10	8	7	5	2	受注者は、銘板の取付位置については、監督員の指示によらなければならない。	10	8	7	5	2	銘板の材質は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とする。	基準類の改定に伴う修正
10	8	7	5	3	受注者は、銘板に記載する年月は、鋼製シェットの製作年月を記入しなければならない。	10	8	7	5	3	受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	基準類の改定に伴う修正
						10	8	7	5	4	受注者は、銘板に記載する年月は、鋼製シェットの製作年月を記入しなければならない。	基準類の改定に伴う追加
10	9	2	0	1	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)	10	9	2	0	1	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
						10	13	2	0	1	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	基準類の改定に伴う追加
						10	13	2	0	1	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	基準類の改定に伴う追加

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)						新条文 (令和3年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	14	5	0	1	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (本体工編) (平成27年6月)	10	14	2	0	1	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (本体工編) (令和2年8月)	基準類の改定に伴う追加
10	14	7	2	5	受注者は、標示板の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行なわなければならない。	10	14	7	2	5	受注者は、標示板の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行なわなければならない。	誤字修正
10	14	7	2	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	14	14	3	5	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	10	14	14	3	5	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びごみをアセトン等により除去しなければならない。	表記修正
10	14	14	4	6	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスパーサーを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	10	14	14	4	6	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスパーサーを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	16	9	2	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
11	1	2	0	1	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月)	11	1	2	0	1	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月)	基準類の改定に伴う修正
11	1	2	0	1	日本道路協会 道路土工—土質調査指針 (昭和61年11月)	11	1	2	0	1	(削除)	廃刊
11	1	5	7	1	受注者は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成31年4月)第9章防水工事及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成31年4月)第3章防水改修工事の規定による。	11	1	5	7	1	受注者は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成31年4月)第9章防水工事及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成31年4月)第3章防水改修工事、第9章環境配慮改修工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	2	2	0	1	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月)	11	2	2	0	1	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月)	基準類の改定に伴う修正
11	2	3	2	8	(1) 薬剤は、農薬取締法(昭和23年、法律第82号)に基づくものでなければならない。	11	2	3	2	8	(1) 薬剤は、農薬取締法(令和元年改正、法律第62号)に基づくものでなければならない。	基準類の改定に伴う修正
11	3	2	0	1	日本公園緑化協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月)	11	3	2	0	1	日本公園緑化協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月)	基準類の改定に伴う修正

令和3年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年4月版)					新条文 (令和3年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
11	3	2	0	1	国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)	11	3	2	0	1	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)	基準類の改定に伴う修正
11	4	2	0	1	日本公園緑化協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版) (平成28年6月)	11	4	2	0	1	日本公園緑化協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月)	基準類の改定に伴う修正
13	1	2	0	1	海岸保全施設技術研究会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)	13	1	2	0	1	全国海岸協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年8月)	基準類の改定に伴う修正
13	2	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成31年3月)	13	2	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
13	2	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成30年4月)	13	2	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)	基準類の改定に伴う修正
13	3	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成31年3月)	13	3	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
13	3	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成30年4月)	13	3	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)	基準類の改定に伴う修正
13	4	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成31年3月)	13	4	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
13	4	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成30年4月)	13	4	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)	基準類の改定に伴う修正
13	5	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成31年3月)	13	5	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
13	5	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成30年4月)	13	5	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)	基準類の改定に伴う修正
13	6	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成31年3月)	13	6	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
13	6	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成30年4月)	13	6	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)	基準類の改定に伴う修正
13	7	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成31年3月)	13	7	2	0	1	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
13	7	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成30年4月)	13	7	2	0	1	水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)	基準類の改定に伴う修正
品質証明基準					2. 適用 この基準は、当初契約金額が1億円以上の工事及び低入札価格調査対象工事に適用する。	品質証明基準					2. 適用 この基準は、当初請負金額が1億円以上の工事及び低入札価格調査対象工事に適用する。	表記修正